

バーモントカップ第27回全日本少年フットサル大会滋賀県予選 開催要項

1. 主 催 公益社団法人滋賀県サッカー協会
2. 主 管 公益社団法人滋賀県サッカー協会フットサル委員会
公益社団法人滋賀県サッカー協会4種委員会
3. 特別協賛 ハウス食品グループ本社株式会社
4. 協 賛 (調整中)
5. 協 力 株式会社モルテン
6. 期日及び会場
 - 参加申し込み手続き締切 平成29年4月30日(日) 詳細は16項参照のこと
 - 抽選会・監督会議 平成29年5月13日(土) ビッグレイク映像展示室
 - 予選リーグ 平成29年6月24日(土)・7月1日(土) ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)
 - 決勝リーグ 平成29年7月8日(土) 甲賀体育館
 - 決勝トーナメント 平成29年7月16日(日) 栗東市民体育館
 - 会場所在地 ビッグレイク：守山市服部町2439
ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)：大津市におの浜4-2-12
甲賀体育館：甲賀市甲賀町相模151-1
栗東市民体育館：栗東市川辺390-1
 - 全国大会 平成29年8月18日～20日 東京都/駒沢オリンピック公園体育館、大田区総合体育館
7. 抽選会・代表者会議
平成29年5月13日(土)18:00開始 17:30より受付
※抽選会の出席者は各チーム1名とし、チーム代表として協議、連絡伝達できる者が出席すること。
8. 参 加 費 予選リーグ：1チーム 6,000円（抽選会の受付で徴収）
決勝リーグ：1チーム 2,000円（試合会場の受付で徴収。準決勝以降の参加費を含む）
9. 競技規則 大会開催年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則に準拠する。
10. 募 集 数 32チーム（先着順とし、規定数になり次第募集を締め切る）
11. 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会の4種またはフットサル4種登録を完了したチームであること。 滋賀県内を本拠地として活動するチームで、締切までに大会参加申込み手続きを完了していること。
 - (2) 前項のチームに所属する2005年4月2日以降に生まれた選手であること。 男女の性別は問わない。
 - (3) 登録人数は、1チームあたり24名（選手20名、役員4名）を上限とする。
 - (4) 1チームあたり3名まで外国籍選手の登録を認める。 ただし当該外国籍選手は、出入国管理および難民認定法に定める在留資格を取得しているものとする。 試合中ピッチに入れる外国籍選手の人数は2名以内とする。
 - (5) 他のチーム所属の選手・指導者・審判を自チームに登録し参加する場合は、必ず元のチームの代表者に書面で同意を得ること。 また、元のチームの活動に支障がないよう配慮すること。
 - (6) 選手及びチーム役員は、本大会において複数のチームに登録することはできない。 また都道府県大会から決勝大会に至るまでの期間、同一の選手及びチーム役員が、異なるチームに移籍して再び参加することはできない。
 - (7) チーム関係者全員が大会要項及び大会規定を遵守し「みんなで作る大会」をモットーに、運営に全面的に協力すること。（時間厳守・会場設置撤収・運営補助・帯同審判・タイムキーパー・ボールパーソン・記録係担当等への協力）

- (8) チーム代表者は、選手が心身ともに健康で大会への参加に問題がないことを、事前に選手の保護者に確認しなければならない。(参加承諾書等の書面で確認すること)
- (9) 参加チームは、滋賀県予選及び全国大会の全日程に無条件で参加できること。
- (10) チームに1名以上、当年度内有効なJFAフットサル審判員の有資格者を登録すること。 登録した審判員は、第2審判を行う技量を有すること。
- (11) チーム役員は、当該チームを指導把握し、責任を負うことのできる成人であること。
- (12) 参加チームは、本大会における事故を補償できる傷害保険(スポーツ安全傷害保険)に加入していること。 別のチームの選手・コーチ・審判を登録する場合、元のチームの団体保険は適用されないので注意すること。

12. 競技方法

- (1) 予選リーグを行い、上位チームが決勝リーグ以降に進出する。
- (2) リーグ戦形式の勝ち点は 勝：3、引分：1、敗：0 とする。
- (3) リーグ戦形式の順位決定方法：勝点→得失点差→総得点→当事者対戦結果→1試合最多得点数→抽選
- (4) 廃権または失格の場合は不戦敗とし、0対5で相手チームの勝利として記録する。
- (5) 試合時間は、予選リーグ及び決勝リーグは10分-3分-10分のランニングタイムとする。 準決勝以降は7分-3分-7分プレーイングタイムとする。
- (6) トーナメント形式で同点の場合はPK方式(3名)とする。 決勝戦のみ、同点の場合6分間の延長戦を行い、それでも決しない場合はPK方式(3名)とする。

※ 競技方法は参加チーム数により変更することがある。 詳細は抽選会・代表者会議で確認する。

13. 競技規定

- (1) ピッチの基本寸法(会場の条件により異なる場合がある)

大きさ：32m × 16m を基準とする。	ペナルティーマーク：5m
センターサークルの半径：2.5m	第2ペナルティーマーク：8m
ペナルティーエリア四分円の半径：5m	交替ゾーンの長さ：4m
タイムキーパー席の前のエリア：ハーフウェイラインの両端からそれぞれ4m	
守備側競技者がボールから離れる距離：4m	

- (2) 試合球は、モルテン製フットサル3号ボールを使用する。

- (3) 競技者の数(試合に登録できる人数)

競技者の数：5名 交替要員の数：7名 ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2名以内

- (4) チーム役員の数(試合でベンチ入りできる人数)は3名以内とする。

- (5) 競技者の用具

① ユニフォーム

- ・各試合には登録した正副2種類のユニフォームを必ず携行すること。 フィールドプレーヤー(FP)、ゴールキーパー(GK)ともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)を登録すること。 FPとGKは、正副をどのように組み合わせても明確に異なる色彩となること。
- ・チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものであること。
- ・FPとGKの両方で出場する選手は、同じ番号で両方のユニフォームを準備すること。 異なる番号やビブスでの代用は認めない。 ただし試合中突発的に発生した事態により、主審の判断で臨機応変に対応することがある。
- ・シャツの前面と背面に、大会参加票に登録した選手番号を付けること。 ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。 選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- ・ユニフォームに番号を取り付ける場合は、容易に破損しない布地を使用し、全周囲を途切れることなく縫い付けること。 四隅のみの縫い付けや、安全ピン・ホック・ボタン等での取り付けは認めない。
- ・選手番号については「1」から「99」までの整数とし、「0」は認めない。「1」はGKの番号とする。 必ず本大会の参加票に記載した選手固有の番号を付けること。
- ・ユニフォームの広告表示は、公益財団法人日本サッカー協会のユニフォーム規程に則り承認されたもののみ認める。 ただし広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームが負担すること。
- ユニフォームには、チーム名、チーム固有のエンブレム、選手名、選手番号、承認済みの広告、メーカーロゴ以外の表示は認めない。
- ・その他の事項については、公益財団法人日本サッカー協会のユニフォーム規程に則る。

- ② 選手及びチーム役員が体育館の試合フロアで使用する靴の底は、白色・鈎色・無色透明等の床面に着色しない色でフラットなものとする。 床に接触する部分に着色やメーカー名等がある場合は、試合当日までに完全に除去しておくこと。 スパイク、トレーニングシューズの使用や土足との兼用、裸足は禁止する。
- ③ 交代要員は、競技者と異なる色のビブスを自チームで準備し、着用しなければならない。 ただし広告表示のないものに限る。

14. 懲罰

- (1) 本大会の予選リーグで未消化の出場停止処分は、決勝リーグ以降の試合で順次消化する。滋賀県大会終了時点で未消化の出場停止処分は、決勝大会の試合にて順次消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (2) 本大会で退場を命じられた選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。以降の処置については、本大会の規律委員会の決定に従うこと。
- (3) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に本大会の次の1試合に出場できない。
- (4) 上記(3)項により出場停止処分を受けたとき、予選リーグ終了時点で警告の累積が1回のとき、または、滋賀県大会終了のときに、警告の累積は消滅する。
- (5) 敗退または本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該選手が出場する直前のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く。
- (6) その他、本大会の懲罰に関する事項については、本大会の大会規律委員会が決定する。規律委員会の委員長は、公益社団法人滋賀県サッカー協会フットサル委員会の委員長が務める。

15. その他

- (1) 抽選会で、大会運営の詳細と補足ルールを決定する。
- (2) 選手及び審判は、試合当日に顔写真が確認できる登録証を提示すること。**提示なき者は参加できない。**
- (3) 選手及びチーム役員は、試合開始に間に合うよう準備を完了すること。遅刻は認めない。
- (4) 受付済みの大会登録票は内容を変更できない。(明らかな誤字修正等は認めることがある)
- (5) 本大会に登録した選手は、敗退後であっても別のチームの試合に出場することはできない。県内外を問わず、予選開始後のチーム間の選手移動や変更等は認めない。同一団体から複数のチームで参加する場合及びサッカーチームとフットサルチームの両方に所属し、両方のチームが参加する場合も、それぞれのチーム間で移籍して再び参加することはできない。
- (6) 滋賀県立体育館来場時は、大会本部運営役員、県協会派遣審判員以外は付近の有料駐車場を使用し、料金は個人で負担すること。送迎にバスを使用するチームには駐車スペース(無料)を確保する。
※バスの使用は抽選会の際に大会本部へ申し込むこととし、以降は受け付けない。
- (7) 主催者は、大会中の怪我、疾病、災害、事故、盗難等についての一切の責任を負わない。

16. 参加申し込み

- (1) 大会参加を希望するチームは、所定の大会登録票を使用して申し込むこと。自作の様式や手書きは認めない。大会登録票の様式は公益社団法人滋賀県サッカー協会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 大会登録票において、チーム名は「FC」などの短縮語を除き、**日本語で表記しなければならない。英単語・ローマ字・その他外国語の表記での参加申し込みは認めない。**【決勝大会の規定による】
- (3) 大会登録票は、公益社団法人滋賀県サッカー協会事務局へ、Eメールに添付して送信すること。「協会事務局へのEメール送信」以外の提出方法(FAX・郵送・直接持ち込み等)は受け付けない。
- (4) 大会に関する連絡は全てEメールで配信するため、確実に受発信できるアドレスを使用すること。パソコンからのメールや添付ファイルを処理できないアドレスは使用不可とする。
- (5) サッカー協会のサッカーまたはフットサル選手登録を完了し、登録票に必要項目を全て入力して送信すること。選手の未登録や登録票の記入漏れ等の不備がある場合は受け付けない。ただし、新規に審判資格を取得し、審判登録番号が未確定の場合に限り空白でもよい。チーム及び選手の登録費は自己負担とする。
- (6) 大会登録票の送信を必ず滋賀県サッカー協会事務局に電話で連絡し、受け付け完了を確認すること。1団体から複数チームで参加する場合はその旨を伝え確認すること。電話による連絡がない場合や、滋賀県サッカー協会事務局がメール着信を確認できない場合は参加を認めない。
- (7) 大会登録票に不備がある場合はEメール等で修正を依頼するので、速やかに対応し修正版を送信すること。修正版が提出され、内容に不備が無いことを事務局が確認できるまで受付を保留する。保留の間に、締切を過ぎたり、受付完了のチーム数が募集数の上限に達した場合は参加を認めないので注意すること。
- (8) **申し込み手続き完了の締切は平成29年4月30日(日)17時とする。参加登録票「提出」の締切ではなく「手続き完了」の締切なので注意すること。**
- (9) 参加申込み手続きを完了した後、公益社団法人滋賀県サッカー協会のホームページから「個人情報取り扱いに関する同意書」をダウンロードして記入し、抽選会・代表者会議の受付に提出すること。

公益社団法人滋賀県サッカー協会事務局 (協会ホームページ : <http://www.shigafa.com/>)
E-mail shigafa@oregano.ocn.ne.jp 電話番号 : 077-585-0982

※ 選手登録の詳細は公益財団法人日本サッカー協会のホームページから
「JFAへの登録」を参照

公益財団法人日本サッカー協会ホームページ <http://www.jfa.jp>